鳥取縣公報

昭和二十五年一月十日
第二千七十六号　火曜日

告示

◇鳥取縣告示第五号

建設業法第十四條第一項第一号の規定による廃業届があつたから　同法第十五條第一項の規定により建設業者登錄簿から次の者の登錄を昭和二十四年十一月二十三日限り抹消した。

昭和二十五年一月十日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

登錄番号	登錄年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登錄（ハ）第八三号	昭和二十四年十一月十九日	井筒組	米子市車尾七八九番地	井筒汎三

◇鳥取縣告示第六号

昭和二十四年八月鳥取縣告示第三百七十三号（学校用黑板の販売價格の統制額指定の件）は廃止する。

昭和二十五年一月十日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

◇鳥取縣告示第七号

左の府縣道を告示の日より供用を開始する。

昭和二十五年一月十日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

路線名	起点	終点
川根雨線	日野郡根雨町根雨	岡山縣界
大宮多里線	同	日野郡大宮村大字印賀
倉吉江尾線	同	同多里村大字多里
溝口停車場線	同	東伯郡倉吉町
多里新郷線	同	日野郡江尾町日光
	同	日光村大字大滝江尾大山線分岐
	同	溝口停車場
	同	多里村大字多里鳥取廣島分岐
		縣界日野郡福榮村大字猪子原

鳥取縣公報　毎週火金曜日発行（休日ニ當ル時ハ翌日）　昭和二十五年一月十日　第二千七十六号　（昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）　一

本書ノ大きさ　國定規格A五判

阿北田線　同
昆縁西　同
縁村大字砥波　同
昆縁安木線分岐　同
縁村大字大管　同
千屋黒坂停車場線　同
若櫻浜坂線　同
河原停車場　同
鷹狩線　同
佐賈頭線　同
智　同
荣下北條線　同
東積赤碕線　同
停車場　同
倉吉線　同
吉江尾　同
国坂上井線　同
松崎停車場　同
福成天津線　同
停車場線　同
後藤停車場　同
青木停車場　同
皆生線　同
屋停車場　同
大山口停車場線　同
大山御来本線　同
場岸　同
車場妻木　同
高淀江線　同

日野郡阿昆縁村大字砥波　同
縁村大字大管　同
日野郡黒坂町黒坂停車場　同
黒坂町岡山縣界茗荷峠　同
八頭郡若櫻町若櫻　同
河原縣界停車場　同
散岐村大字佐賈　同
大村大字鷹狩　同
智頭町大字智頭　同
東伯郡荣村大字亀谷八幡勝山線分岐　同
北條村下北條停車場　同
上中山村大字東積御来屋船上山線分岐　同
赤碕停車場　同
倉吉町　同
日野郡江尾町　同
東伯郡中北條村大字国坂　同
上井停車場　同
松崎停車場　同
長瀬村長瀬　同
西伯郡天津村福成伯耆大山停車場線分岐　同
天津停車場　同
米子市後藤停車場米子港線分岐　同
西伯郡尚徳村青木停車場　同
皆生　同
大幡村字岸本　同
西伯郡大山村大字大山　同
御来屋停車場　同
大山口停車場　同
高麗村大字妻木淀江大山線分岐　同
大高村大字大高鳥取廣島線分岐　同
淀江町　同

◇鳥取縣告示第八号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年一月十日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

本籍地　東伯郡北谷村大字大河内四六八番地
現住所　氣高郡末恒村大字御熊　山根薫方
昭和二十五年一月六日第一、四三九号
佐々木　君　江
大正十二年一月十二日生

本籍地　東伯郡下郷村大字三保一四六番地
現住所　同　三朝村大字山田八二七番地
岡山大学放射能泉研究所附属医院
昭和二十五年一月六日第一、四四〇号
松　本　英　子
昭和五年一月八日生

本籍地　東伯郡上井町大字清谷六〇三番地
現住所　同　大字上井三二三番地
昭和二十五年一月六日第一、四四一号

岡　野　都
昭和五年二月十四日生

本籍地　岩美郡本庄村大字新井二五八番地
現住所　米子市西町三六番一地米子医学専門学校附属医院看護婦寄宿舎内
昭和二十五年一月六日第一、四四二号
小　山　美　喜　枝
昭和二年十二月十一日生

本籍地　東伯郡上郷村大字山田三六一番地
現住所　同倉吉町大字越殿町一、四〇八番地厚生病院内
昭和二十五年一月六日第一、四四三号
朝　倉　英　江
昭和三年八月二十六日生

本籍地　日野郡日野上村大字矢戸六六番地一
現住所　米子市西町三六番一地米子医学専門学校附属医院看護婦寄宿舎
昭和二十五年一月六日第一、四四四号
岩　崎　幸　波
大正十三年九月二十八日生

◇鳥取縣告示第九号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十五年一月十日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

本籍　東伯郡旭村大字吉尾二三五番地
住所　同　本籍地
昭和二十四年十二月十日静岡縣へ轉住により同年同月十五日名簿取消方願い出たので昭和二十五年一月六日取消
別　所　君　子
明治三十八年八月二十六日生

◇鳥取縣告示第十号

肥料取締法第二條の規定により次のものに肥料製造營業を免許した。

昭和二十五年一月十日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

肥料製造営業免許者名簿

住所	氏名	代表者
西伯郡所子村字上野二二五	朝妻　享	
同　大国村原四七七	大国村農業協同組合	吉原　正
同　手間村天万九三七ノ一	手間村同	吉持　恒
同夜見村四〇六	柏木　長壽	
日野郡八郷村丸山一九七ノ一	本田　孟	
東伯郡三朝村字山田七九九ノ三	亀井　安藏	

登録番号	登録年月日	商号又は名称
鳥取縣知事登録（い）第三七号	昭和二四年一〇月一九日	八頭土木建築有限会社
同	南谷村松河原六九三	門脇　朝美
同	八橋町八橋一三九一ノ一	八橋町農業協同組合　小谷米康

彙報

昭和二十五年一月十日

鳥取縣

獣医師法第二十一條による届出について

獣医師法第二十一條並に同法施行規則第十三條により同法附則第九項、第十一項、第十三項に該当するものは、翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府縣知事を経由して、農林大臣に届け出なければならない。

施行規則

第十三條　法第二十一條（法附則第十一項後段及び法附則第十五項において準用する場合を含む）の規定による届出は第六号様式によらなければならない。

獣医師法附則

第九項　この法律施行の際旧法第一條の規定によつて獣医師の免許を受けている者は、この法律の規定によつて免許を受けた獣医師とみなす。

第十一項　この法律施行の際獣医師法等の臨時特例に関する法律第一條の規定によつて獣医手の免許を受けているものであつて現に同法第二條の規定によつて業務として家畜の疾病に関する診療を行つているものは、この法律施行の日から一年間を限り農林大臣の定めるところにより第十七條の規定にかゝわらずその業務（鶏の診療の業務も含む）を行うことが出来る。この場合に於ては第八條、第一條第十八條から第二十一條まで第二十八條及び第二十九條第二号から第六号まで並びに前項の規定は獣医手に準用する。

第十五項　この法律の規定は第十三項の仮免狀を有する者に準用する。

◇鳥取告示第十一号

建設業法第十三條第二項の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年一月十日

鳥取縣知事　西尾愛治

主たる営業所の所在地	申請者氏名
元八頭郡賀茂村郡家三二五番地	取締役社長 山野豊美
改八頭郡賀茂村郡家二二九番地	

獣医師法抄

第二十一條　獣医師は、毎年十二月三十一日現在におけるその氏名、住所、その他省令で定める事項を、

正誤

昭和二十四年十二月九日附鳥取縣告示第六百八十五号とあるは第六百八十三号の誤りにつき訂正する